明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（四八）　六
○建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（四九）　九
○学校教育法の一部を改正する法律（五〇）　三
○再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律（五一）　四
○事業性融資の推進等に関する法律（五二）　七

〔政　令〕
○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（二〇七）　五五
○関税定率法施行令及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二〇八）　五五
○私立学校法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二〇九）　五五

〔省　令〕
○私立学校法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**二一）　五六
○国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**二二）　八
○容器保安規則等の一部を改正する省令（**経済産業**三七）　八
○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（**国土交通**六六）　九四

〔告　示〕
○小売物価統計調査の調査地域を定める件の一部を改正する件（**総務**一八九）　一〇六
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（**農林水産**一二〇四）　一〇七
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（**同**一二〇五）　一〇七
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**同**一二〇六）　一〇八
○容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示（**経済産業**九二）　二三
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（**国土交通**五一八）　二四

〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　一八七
森林整備保全事業計画について（農林水産省）　一九〇
国家試験
税理士試験免除者公告（国税審議会）　一九〇
第五十六回核燃料取扱主任者試験合格者（原子力規制委員会）　一九二
第六十六回原子炉主任技術者試験筆記試験合格者（同）

本号で公布された法令のあらまし

◇銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（法律第四八号）（警察庁）

1　銃砲等の発射及び所持に関する罰則の強化

㈠　拳銃等以外の銃砲等の発射に関する罰則の整備

一定の場合を除き、不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは乗物に向かって、又はこれらの場所若しくは乗物において拳銃等以外の銃砲等を発射することを禁止し、所要の罰則を設けることとした。（第三条の一三、第三一条及び第三一条の一一関係）

㈡　拳銃等以外の銃砲等の所持に関する罰則の強化

人の生命、身体又は財産を害する目的で拳銃等以外の銃砲等を所持した罪の罰則を強化することとした。（第三一条の三関係）

㈢　銃砲等の所持のあおり又は唆しに関する罰則の整備

拳銃等を所持した罪又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的で拳銃等以外の銃砲等を所持した罪に当たる行為を、公然、あおり、又は唆したことに対する罰則を設けることとした。（第三二条関係）

2　電磁石銃の所持の禁止に関する規定の整備

電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃のうち、金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるものを「銃砲」に含めることとし、所持許可を受けた者が所持する場合等を除き、所持することを禁止することとした。（第二条及び第三条関係）

3　ライフル銃の範囲の拡大

銃腔（こう）に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの五分の一以上であるものについて、ライフル銃としての所持許可の基準の特例を適用することとした。（第三条の一三及び第五条の二関係）